

徳島県規則第六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則
徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、「特定役務」又は「一連の調達契約」を「又は「特定役務」に、「特定役務又は一連の調達契約」を「又は特定役務」に改める。

第四条第一項中「（一連の調達契約のうちの最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係るこの条の規定による公告において、当該最初の契約以外の契約に係るこの条の規定による公告を少なくとも二十四日前に行う旨を明らかにした場合に限り、二十四日前）」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務については、なお従前の例による。